

町税等の口座振替
Webで受付開始(令和7年4月1日開始)



https://www.town.yaese.lg.jp/docs/2025011000014/

お持ちのパソコンやスマートフォン、タブレット端末から、インターネットを利用して町税等の口座振替申込みができるサービスが始まりました。

利用できる方

下記の金融機関の普通預金口座のキャッシュカードをお持ちの個人に限り利用できます。

・琉球銀行 ・沖縄銀行 ・沖縄海邦銀行

※当座預金、法人名義の口座の場合、本サービスは利用できません。

申込み可能な科目

- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・町県民税(普通徴収)
- ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・保育園保育料
- ・公立こども園給食費
- ・町営住宅使用料
- ・学校給食費
- ・通学バス使用料

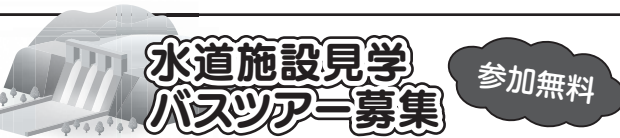
《お問い合わせ》 会計課 ☎098-998-2000

※詳しくは町公式ホームページ(2次元コード)をご確認ください。

町税等の納付が
もっと便利に!!



やえせのシーちゃん



参加無料

実施日

令和7年6月1日(日) 午前8時から午後4時まで

対象者

町内の小学3年生から小学6年生までの児童で保護者同伴での参加とします。

応募期間

令和7年4月21日(月)～5月21日(水)まで

見学コース

企業団集合(出発) → ギーザ地下ダム
→ 摩文仁浄水場 → 倉敷ダム
→ 石川浄水場 → 企業団到着(解散)



◀ 応募方法等詳細は左の2次元コードからご確認ください。



小・中学生習字コンクール
作品募集

日常生活に欠くことのできない水道について理解を深め、関心を高めてもらうために「水」をテーマにコンクールを開催します。

応募部門 (町内の小中学生に限ります)

対象学年	題材
小学1～3年生	みず
小学4～6年生	水道週間
中学生	美ら水

応募期間

令和7年4月7日(月)～5月20日(火) 必着

応募規定や注意事項は右の2次元コードからご確認ください。



《お問い合わせ》 南部水道企業団 ☎098-998-5018 (受付時間:平日8:30～17:15)

広告欄

八重瀬町ホームページ・広報やえせに
広告を掲載しませんか？

お店やイベントのPR 求人募集
などにご活用ください
▶詳しくは町HPまたは右の2次元コードよりご確認ください

株式会社 エルミック

土地 一戸建 マンション

不動産売却物件募集中！
無料査定・無料相談

仲介 買取

八重瀬町字伊覇123-1
TEL: 098-998-9600

令和7年度 町税納期カレンダー

納期内に納付しましょう。口座振替の方は、毎月19日(振替日の前日)までに残高確認をお願いします。

令和7年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税			1期 6/30			2期 9/1	3期 10/31				4期 2/2	
固定資産税	1期 4/30			2期 7/31					3期 12/25			4期 3/2
軽自動車税			全期 6/2	◎毎年4月1日に、軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車・原動機付自転車の所有者名義人に課税されます。								

固定資産税の減免 生活保護法の規定により扶助を受けている者、またはそれに準ずると認められるもので公的扶助を受けている者は、固定資産税の減免を受けることができます。

軽自動車税の減免 身体障害者等が利用する車両は軽自動車税の減免を受けることができます。

納税に便利な口座振替を利用しましょう!

口座振替は、町内の金融機関でお申し込みできます。町外の金融機関で申込みされる場合は、八重瀬町役場 税務課までお問い合わせください。

安心

現金を持って納付に行く
必要がありません。

簡単

納税通知書、通帳、届出
印を用意すれば申込みで
きます。

確実

自動的に口座から引き落
としされるので納め忘れが
ありません。

※ 口座振替されている方へ ※

- 一度残高不足等で振替されなかった税の再振替はできません。振替日の前日(19日)までに残高の確認をお願いいたします。
- 口座振替日は納期月の20日ですが、20日が土日祝日の場合は、翌営業日の振替になります。
- 町県民税及び固定資産税の一括口座振替日は第1期納期月となります。口座振替日に振替ができなかった場合、再振替はできませんのでご注意ください。また、期毎の振替の場合も同様となります。納付する場合は、八重瀬町役場 税務課でご相談ください。

※ 町税は納期限までに納付を ※

納期限までに納付されない場合は、督促状が送付され、100円の督促手数料がかかります。又、延滞金が年8.7%※納期限の翌日より1カ月間は年2.4%(令和7年1月現在)の割合で加算され、負担が増える事になります。さらに、督促状の指定期日を過ぎても納付がない場合は、財産の調査や、滞納処分を行うことがあります。納期限までに納付できない特別な事情がある方は、八重瀬町役場 税務課までご連絡ください。

《お問い合わせ | 税務課(収納班) | 098-998-2700》